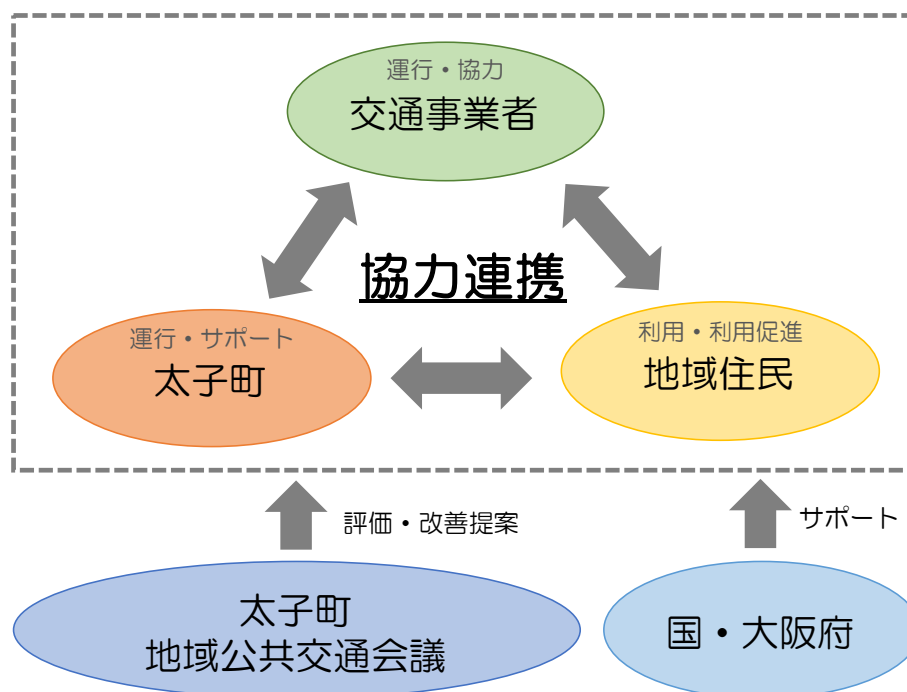


9. 計画の達成状況の評価

9-1. 評価体系

(1) 体系

地域公共交通会議を継続し、地域公共交通の利用状況を定期的かつ適正に評価し、地域の公共交通の維持に努めます。



▲ 太子町地域公共交通の推進体系

(2) 評価の考え方

本計画で設定した目標を達成するため、5年間の計画を通じた評価に加え、施策の取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、1年単位での指標の把握や評価を行い、見直しも実施します。

これまで行政計画の進捗管理に活用されていたPDCAサイクルに加え、常に変化・改善が求められる公共交通の分野であることから、OODAループを用いた評価を行います。

PDCAでは、当初立てたPlanがスタートとなり、進行中の管理・監視が最重要視されるため、プロセスが重要視されます。このような特徴を持つPDCAに比べて、OODAは観察やそれにとまなう状況判断に重きを置いており、多様化する市民ニーズや変化の速い社会情勢に対応する柔軟な判断や迅速な実行が最優先となります。

目標を達成していない場合は、さらなる利用促進、運行形態の見直し等、達成するよう関係者一同において努力をしていきます。

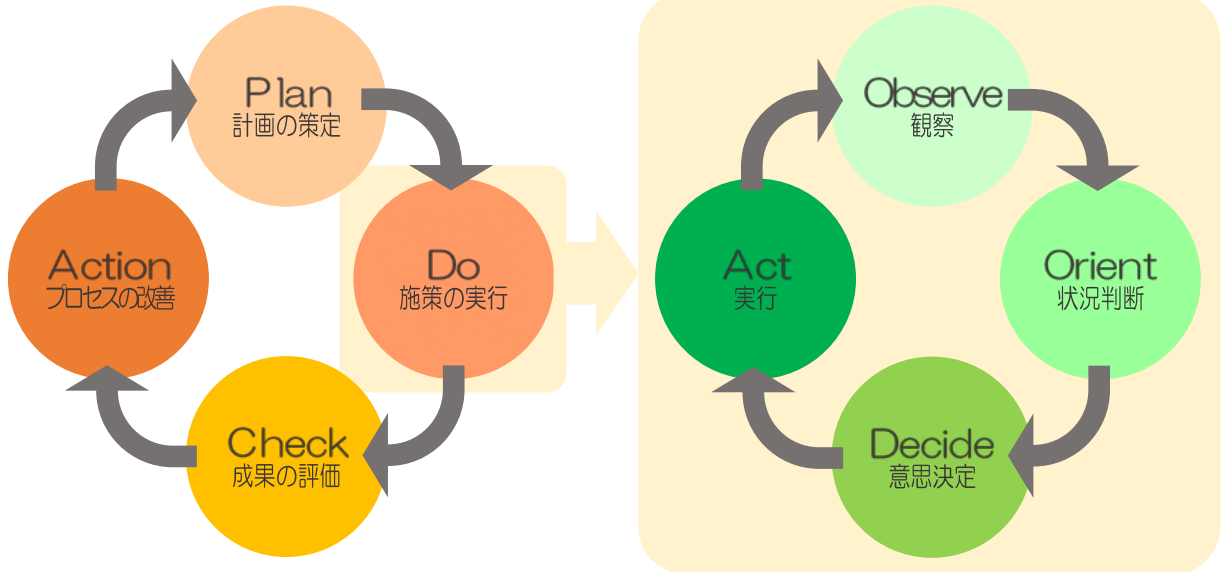
地域公共交通施策

長期的な見直し

PDCA
プロセスを重視する

短期的な見直し

OODA
状況判断を重視する



PDCA とは

- Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字をとったものです。
- 目標を達成するための要素を4つの段階に分けて成功に導く方法を示したもので、これらを繰り返し実行します。
- Plan: 目標を立て、それを実行するための施策を計画します。
- Do: 上記の計画に沿って、施策を実行していきます。
- Check: 施策の実行により目標が達成できているかを評価し、良かった点と悪かった点を分析します。
- Action: 評価結果に基づき、良かった点は継続し、悪かった点は施策を見直します。

OODA とは

- Observe (観察)、Orient (状況判断、方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動) の頭文字をとったもので、分かりやすくいうと「みる」「わかる」「きめる」「うごく」となります。
- 目標を達成するための要素を4つの段階に分けて成功に導く方法を示したもので、これらを繰り返し実行します。
- Observe: 相手(対象や状況)をよく観察します。客観的なデータを収集します。
- Orient: 上記の観察結果に基づき、状況を判断し、方向付けを行います。
- Decide: 今後の具体的な方針や行動プランを策定します。
- Act: 実際の行動となります。

9-2. 評価基準

毎年、各種指標の把握・分析を行い、計画最終年の目標に向けた適切な各施策の実施に取り組みます。

- ① 最終計画年の5年後に目標ごとの指標を評価《PDCA》
- ② 毎年、施策推進のための指標を評価（利用や人に視点をおいた指標を重視）《OODA》
 なお、評価基準については、実証運行の結果を踏まえ、見直しを行う。

▼ 計画全体の評価指標

指標	数値目標	計測方法
公共交通の利用者数 《OODA》	【現況】 太子線、太子葉室循環線の乗車人数計 平日：700人/日 休日：520人/日 （H30年度調査結果） 【目標】 太子線、太子葉室循環線、新規検討路線（基幹交通・支線交通）の乗車人数合計 平日：1,000人/日 休日：700人/日	利用者数調査
収支割合 《OODA》	【目標】 新規検討路線の収支率：20%	支出・収入情報
他部局の評価 《OODA》	【目標】 他部局へのヒアリング まちづくりへの貢献度：8割以上	ヒアリング調査
公共交通空白・不便地域の有無 《PDCA》	【現況】 聖和台・磯長台地域、畑・山田地域の一部 【目標】 解消	バスルート図

▼ 各目標・施策に関する評価指標

目標	施策	指標	数値目標	計測方法
目標1 誰もが利用できる地域公共交通網の形成	基幹交通の強化	公共交通空白・不便地域への乗り入れ本数 《PDCA》	【現況】 聖和台・磯長台地域 平日：0便 休日：0便 【目標】 聖和台・磯長台地域 平日：1本/1時間 休日：1本/1時間	時刻表
	支線交通の確保	公共交通空白・不便地域への乗り入れ本数 《PDCA》	【現況】 畑・山田地域 平日：0便 休日：0便 【目標】 畑・山田地域 平日：1本/1時間 休日：1本/1時間	時刻表
	乗換え拠点の強化	快適度 《PDCA》	【目標】 役場周辺のバス待ち空間の快適度：6割以上	アンケート
		拠点施設への乗り入れ本数 《PDCA》	【現況】 役場周辺 平日：56便 休日：47便 【目標】 役場周辺 平日：80便 休日：65便	時刻表
		基幹交通と支線交通の接続本数 《PDCA》	【目標】 基幹交通と支線交通の接続本数：1本/1時間	時刻表
	利用しやすい交通の確保	理解度 《PDCA》	【目標】 理解度：6割以上	アンケート
		定時性の満足度 《PDCA》	【目標】 満足度：6割以上	アンケート
	交通弱者に対する移動支援	満足度 《PDCA》	【目標】 高齢者等の満足度：6割以上	アンケート

目標	施策	指標	数値目標	計測方法
目標2 みんなで支える地域公共交通の活性化	継続に向けた体制づくり	継続に向けた体制づくりの実施回数 《PDCA》	【目標】 公共交通に関する意見交換会、検討会、会議等の開催回数 ：3回/年	実績をカウント
	モビリティ・マネジメントの推進	情報発信回数 《PDCA》	【目標】 時刻表冊子の配布、HP情報発信等 ：3回/年	実績をカウント
		情報発信の理解度 《PDCA》	【目標】 情報発信の理解度：6割以上	アンケート
		公共交通を利用するきっかけづくりの実施回数 《PDCA》	【目標】 イベントでの利用促進等の実施回数 ：1回/年	実績をカウント
		教育機関と連携したイベントの実施回数 《PDCA》	【目標】 バスの乗り方教室等の開催回数 ：1回/年	実績をカウント
目標3 地域公共交通を活用した多様な人の交流	観光施設等との連携	観光施設の利用者数 《OODA》	【目標】 観光施設（竹内街道歴史資料館）公共交通での来訪者割合：10%	ヒアリング調査
	商業施設へのアクセス強化	商業施設周辺バス停での降車数 《OODA》	【現況】 商業施設の周辺バス停での降車数 平日：34人/日 休日：13人/日 （太子四ツ辻での降車数） 【目標】 商業施設の周辺バス停での降車数 平日：50人/日 休日：20人/日 （太子四ツ辻と商業施設周辺バス停での降車数）	利用者数調査
	高齢者等の外出支援の促進	高齢者の外出 《PDCA》	【現況】 65歳以上：60.3% （平成22年近畿圏パーソントリップ調査） 【目標】 65歳以上：60.3%《現状維持》	アンケート

参考 SDGs の取り組み

【SDGs とは】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が定められています。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々なステークホルダーが取り組むべき目標とされています。



目標「11.住み続けられるまちづくりを」

持続可能な都市は、持続可能な開発のための2030アジェンダを構成する17のグローバル目標の一つです。複数の目標を同時に達成するためには、包括的なアプローチが必要不可欠です。

そのために本計画では、地域公共交通の視点から持続可能なまちづくりにアプローチを行っています。計画策定で終わりではなく、PDCAやOODAに則り、継続的に見直しを行い、持続可能なまちづくりに貢献します。

資料編

太子町地域公共交通会議の経過

日付	検討会	内容
H30.4.12	第1回太子町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none">・交通会議の設置・スケジュールの確認・地域公共交通網形成計画について
H30.8.28	第2回太子町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none">・住民アンケート、住民ワークショップ、事例視察、路線バス利用実態調査について
H30.11.15	第3回太子町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none">・各種調査結果等の報告及び考察・太子町地域公共交通網形成計画策定に向けて
H31.1.9	第4回太子町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none">・ワークショップ結果報告・太子町地域公共交通網形成計画（素案）について
H31.3.13	第5回太子町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none">・ワークショップ結果報告・太子町地域公共交通網形成計画について・今後のスケジュールについて

太子町地域公共交通会議委員名簿

会長	小川 雅司
副会長	松村 勝之

▼ 委員会名簿

(平成30年4月12日)

条例第3条2項1号(学識経験を有する者)		
小川 雅司	おがわ まさじ	大阪産業大学経済学部教授
条例第3条2項2号(国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者)		
稲沢 文啓	いなざわ ひさよし	近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官
後藤 孝行	ごとう たかゆき	近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官
条例第3条2項3号(大阪府知事が指名する者)		
植澤 徹也	うえざわ てつや	大阪府都市整備部交通道路室都市交通課公共交通計画グループ課長補佐
条例第3条2項4号(大阪府富田林警察署長が指名する者)		
川上 浩	かわかみ ひろし	大阪府富田林警察署交通課課長
条例第3条2項5号(大阪府道路管理者が指名する者)		
白井 康之	しらい こうじ	大阪府富田林土木事務所地域防災担当参事兼地域支援・企画課課長
条例第3条2項6号(一般旅客自動車運送事業者)		
北野 智洋	きたの ともひろ	金剛自動車株式会社運輸部次長
林 邦昭	はやし くにあき	大阪第一交通株式会社社長野営業所所長
山本 康博	やまもと やすひろ	近鉄タクシー株式会社南大阪総合営業所副所長
条例第3条2項7号(一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体)		
安田 照	やすだ あきら	近鉄タクシー株式会社南大阪支部 労組中央委員
条例第3条2項8号(太子町区長会から選出された者)		
金谷 和美	かなたに かずみ	太子町区長会会長
条例第3条2項9号(太子町和光会から選出された者)		
岡崎 要	おかざき かなめ	太子町和光会会長
条例第3条2項10号(太子町身体障害者福祉協議会から選出された者)		
見陰 良子	みかげ よしこ	太子町身体障害者福祉協議会顧問
条例第3条2項11号(太子町社会福祉協議会から選出された者)		
田中 一勲	たなか かずのり	太子町社会福祉協議会会長
条例第3条2項12号(太子町観光・まちづくり協会から選出された者)		
松井 元治	まつい もとはる	太子町観光・まちづくり協会副会長
条例第3条2項13号(富田林商工会太子町支部から選出された者)		
小路 義弘	しょうじ よしひろ	富田林商工会太子町支部支部長
条例第3条2項14号(太子町の住民で公募した者)		
平山 絹江	ひらやま きぬえ	公募委員
条例第3条2項15号(太子町副町長)		
松村 勝之	まつむら かつゆき	太子町副町長
条例第3条2項16号(町長が指名する職員)		
横田 勝	よこた まさる	太子町健康福祉部部長
条例第3条2項17号(前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者)		
高谷 一二三	たかたに ひふみ	太子町に循環バスを走らせる会会長
佐藤 貞良	さとう さだよし	磯長台の福祉を考えるつどい代表

太子町地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、太子町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 網形成計画の実施に関する事項
- (5) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者
- (3) 大阪府知事が指名する者
- (4) 大阪府富田林警察署長が指名する者
- (5) 大阪府道路管理者が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (8) 太子町区長会から選出された者
- (9) 太子町和光会から選出された者
- (10) 太子町身体障害者福祉協議会から選出された者
- (11) 太子町社会福祉協議会から選出された者

- (12) 太子町観光・まちづくり協会から選出された者
 - (13) 富田林商工会太子町支部から選出された者
 - (14) 太子町の住民で公募した者
 - (15) 太子町副町長
 - (16) 町長が指名する職員
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、交通会議を招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議事が軽微な事案であるとき又は緊急を要する場合においては、会長は書面により委員の評決を求めることができる。

4 交通会議は原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議で協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重しな

なければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命される交通会議の委員の選任のための
手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前
においても行うことができる。

(委員の任期に関する特例)

3 第4条の規定にかかわらず、この条例施行後に構成される委員の任期は、平成
32年3月31日とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年太子
町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）に次のように加える。

地域公共交通会議委員	〃	7,000円
------------	---	--------

太子町地域公共交通網形成計画

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町 総務部 総務政策課

平成 31 年 3 月発行

TEL 0721-98-0300

FAX 0721-98-4514

E-mail soumu@town.taishi.osaka.jp